

平成 22 年

第 2 回市議会定例会 議案第 12 号

市立函館高等学校の授業料等徴収条例の一部改正について  
市立函館高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 6 月 11 日提出

函館市長 西 尾 正 範

市立函館高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例  
市立函館高等学校の授業料等徴収条例（平成 20 年函館市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立函館高等学校の入学料等徴収条例

第 1 条中「授業料，」を削る。

第 2 条の見出しを「（入学料等の徴収）」に改め，同条中「生徒から授業料を，」を削る。

第 3 条の見出しを「（入学料等の額）」に改め，同条中「授業料，」を削り，「第 8 条」を「第 6 条」に，「授業料等」を「入学料等」に改める。

第 4 条の見出しを「（入学料等の納期）」に改め，同条中第 1 項を削り，第 2 項を第 1 項とし，第 3 項を第 2 項とし，第 4 項を第 3 項とする。

第 5 条および第 6 条を削り，第 7 条を第 5 条とする。

第 8 条（見出しを含む。）中「授業料等」を「入学料等」に改め，同条を第 6 条とし，第 9 条を第 7 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

入 学 料	入学検定料	証明書交付手数料
5, 6 5 0 円	2, 2 0 0 円	1 通につき 4 0 0 円

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 平成22年3月以前の月分の授業料については，なお従前の例による。

（提案理由）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い規定を整備するため